

一般財団法人さっぽろ産業振興財団契約事務取扱要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）の行う物品の購入、修繕（改造含む。）、製造請負（以下「物品購入等」という。）及び借受け、業務委託並びに工事請負の契約に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 契約の方法

第1節 指名競争入札

(契約の締結方法)

第2条 契約は、指名競争入札により行うものとする。

(指名競争入札の参加者)

第3条 指名競争入札の参加者については、原則として札幌市競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「参加資格者」という。）の中から、次の各号に掲げる予定価格の額の区分に応じ、当該各号に定める数を指名するものとする。

- | | | |
|-----|---------------------|------|
| (1) | 300万円未満 | 3人以上 |
| (2) | 300万円以上 1,000万円未満 | 4人以上 |
| (3) | 1,000万円以上 3,000万円未満 | 5人以上 |
| (4) | 3,000万円以上 | 6人以上 |

2 前項の規定にかかわらず、参加資格者の数が前項に規定する数に満たない場合は、その全員を指名する。

(被指名者選考委員会)

第4条 指名競争入札の参加者の選考を行うため、被指名者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、事務局長とする。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関する事項は、それぞれ委員会の委員長が別に定める。

(指名競争入札の参加者の選考)

第5条 委員会が指名競争入札の参加者の案を策定したときは、委員長は、指名競争入札参加者選考調書を作成し、記名及び押印をする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により委員会を置かずに参加者の選考を行う場合には、次の各号に掲げる予定価格の区分に応じ、当該各号に定める者（以下この項において「策定者」という。）が参加者の案を策定するものとする。この場合において、

策定者は、指名競争入札参加者選考調書を作成し、記名及び押印をする。

- (1) 200 万円以上 事業本部長
- (2) 30 万円以上 200 万円未満 部長
- (3) 30 万円未満 課長

(指名競争入札の参加者の選考基準)

第6条 指名競争入札の参加者を選考するときは、次の基準を考慮して行う。

- (1) 役務の提供について官公署の許可等を要する役務契約に係る場合には、当該許可等を受けている者であること。
- (2) 継続的な役務で特に履行の確保のため履行の実績を附帯条件とすべき必要があると認められる役務契約に係る場合には、当該履行の実績を有する者であること。
- (3) 特殊な技術、設備等を要する契約に係る場合には、当該技術、設備等を有する者であること。
- (4) その履行に相当の人員、資材等を要する契約に係る場合には、その人員、資材等を保有している者又は容易に保有できる者であること。
- (5) その他契約の性質又は目的により特に必要と認められる要件を満たす者であること。

(指名の通知)

第7条 指名競争入札に当たっては、次の事項について通知するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に必要な書類等を閲覧させる場所及び日時
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) その他必要な事項

2 指名競争入札の参加者を指名したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、前項に規定する事項を各被指名者に通知するものとする。ただし、緊急を要するとき、その他やむを得ない事情があるときは、第2号に定める場合にあつては入札期日の2日前の日まで、第3号に定める場合にあつては入札期日の6日前の日までそれぞれ短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項の予定価格が 500 万円に満たない場合 入札期日の2日前の日
- (2) 入札に付する事項の予定価格が 500 万円以上 5、000 万円に満たない場合 入札期日の6日前の日
- (3) 入札に付する事項の予定価格が 5、000 万円以上の場合 入札期日の11日前の日
3 前項の場合において、工事の請負契約に係る指名競争入札にあつては、第2条の規定による指名から入札までに、建設業法第20条に規定する期間以上の期間を設けなければならない。

4 指名の通知は、伺書に必要事項を記載し、仕様書、指名競争入札参加者選考調書、契約条項案その他関係書類を添付して契約締結専決権者の決裁を受けた後、指名競争入札

通知書により行うものとする。

- 5 指名の通知においては、入札の参加者に対し、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する旨を明示する。

(入札参加者への周知)

第 8 条 入札の参加者には、入札の方法、落札者の決定方法、入札の無効、入札保証金の取扱いその他入札に関する一般的な事項を入札案内により周知する。

(入札保証金)

第 9 条 指名競争入札に参加しようとする者は、指名競争入札の執行前に、入札金額（単価による入札にあつては、入札金額に予定数量を乗じて得た額）の 100 分の 3 以上の額（売払い又は貸付けに関する入札にあつては、その都度定める額以上の額）の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他の理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

3 入札保証金（前項の規定により入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの後直ちに返還する。

ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後直ちに返還する。

4 第 18 条の規定により落札を取り消された者の入札保証金は、財団に帰属する。

5 落札者は、契約締結の際に、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の納付の免除)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 指名競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。

(2) 指名競争入札に参加しようとする者がその参加資格を有する者で、過去 2 年間に財団その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであつて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、指名競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。

(予定価格の決定)

第 11 条 指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成して封書にしたうえで、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 予定価格は、前項の規定に基づき適正に算定された積算価格を基礎として消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき当該役務の契約に対して課されるべき消費税額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき当該消費税額を課税標準とし

て課されるべき地方消費税額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算して契約締結専決権者が定める。この場合において、消費税等相当額に円未満の端数が生じるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 予定価格は、指名競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う売買、供給等の契約に係る場合であって、価格の総額を決定できないときは、単価について、その予定価格を定めることができる。
- 4 前項の規定により予定価格を定める場合には、その物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。
- 5 予定価格を単価により定める場合には、消費税等相当額の円未満の端数整理を行わない。ただし、契約締結専決権者が契約の性質又は予定数量等により必要があると認めるときは、消費税等相当額の一定単位未満の端数金額を切り捨てることができる。
- 6 契約締結専決権者は、第2項に規定する予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成し、記名及び押印のうえこれを封書とし、封印する。
- 7 前項の予定価格調書は、入札の執行までの間、第13条第1項の入札執行者又は同条第2項の立会人が保管する。
- 8 予定価格は、落札決定後においても公表してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについて、予定価格は、落札決定後、公表することができる。
 - (1) 工事でその予定価格が200万円を超えるもの
 - (2) 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務でその予定価格が100万円をこえるもの

(最低制限価格)

第12条 最低制限価格を設けたときは、第7条の規定による通知において、その旨を明らかにするものとする。

(入札執行者等)

第13条 入札執行者は、部長（これに準ずる者を含む。以下同じ。）又は部長が指名する課長（これに準ずる者を含む。以下同じ。）とする。

2 入札の立会人は、入札執行者が指名する係長又はその所属職員とする。

3 入札執行者は、その所属職員に入札事務を補助させることができる。

(入札の方法)

第14条 入札者は、入札書に所要の事項を記入し、封筒に入れて、これを提出しなければならない。

2 入札書は、特に認めるときは、書留郵便又はこれに相当するものにより郵送することができる。この場合には、外封に入札書が在申する旨を記載しなければならない。

3 入札代理人は、入札に際し、委任状を提出しなければならない。

4 入札者及び入札代理人は、同時に他の代理人として入札に参加することができない。

5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の延期、中止又は取消し)

第 15 条 必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(入札の無効)

第 16 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (4) 2 以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書の内容が確認できない入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (7) その他この要綱に定める入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 17 条 入札執行者は、開札の結果、落札者を決定したときは、その場において直ちに当該落札者を発表する。

(落札の取消し)

第 18 条 落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- (1) 契約の締結を辞退したとき、又は財団の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- (3) その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

第 2 節 随意契約

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第 19 条 予定価格が次の各号に掲げる金額以下のときは、随意契約の方法によることができる。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 250 万円 |
| (2) 物品の購入 | 100 万円 |
| (3) 物品の借入れ | 80 万円 |
| (4) 修繕（改造含む。） | 100 万円 |
| (5) 業務委託 | 100 万円 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100 万円 |

(指名見積合せ)

第 20 条 予定価格が 250 万円以下の場合で随意契約によるときは、指名見積合せの方法による。ただし、前条第 1 号に掲げる業務の場合で予定価格が 100 万円以下のとき、第 2 号から第 4 号に掲げる業務の場合、及び第 5 号に掲げる業務の場合で予定価格が 50 万円以下のときは、簡易な方法により実施することができる。

2 指名見積合せは、次に定めるところにより行う。

- (1) 予定価格の決定については、第 11 条の例による。ただし、予定価格が 100 万円未満の場合には、予定価格調書の作成を省略することができる。
- (2) 指名見積合せの参加者の選考については、被指名者委員会を置かずに第 5 条第 2 項の例によることができる。
- (3) 指名見積合せの参加者の選考基準については、第 6 条の規定を準用する。
- (4) 見積合せの参加者への指名の通知については、伺書に必要な事項を記載し、仕様書、指名見積参加者選考調書、契約条項案その他関係書類を添付して契約締結専決権者の決裁を受けた後、指名見積通知書により行うものとする。この場合において、参加資格者以外の者を指名するときは、その者の資格を十分に調査し、当該伺書にその者を選定する理由を明記しておくものとする。
- (5) 前項の通知においては、見積合せの参加者に対し見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載する旨を明示する。
- (6) 見積合せの執行者等については、第 13 条の規定を準用する。
- (7) 契約の相手方の決定については、最低価格を提示した者とする。ただし、役務の性質又は目的が価格以外の条件を必要とするものであり、かつ、当該条件を見積合せの参加者に通知している場合には、財団にとり最も有利な条件を示した者を契約の相手方とすることができる。

(特定者を相手方とする随意契約)

第 21 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、特定の有資格者を契約の相手方とすることができる。

- (1) 予測しない事務、事業のため見積合せをするいとまのない場合
- (2) 天災地変及び非常緊急の場合
- (3) 1 件の予定価格が 10 万円未満の場合
- (4) 特定販売品及び従前発注した物品の性質形状等から追加発注することが有利な場合
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から 7 号までの各号の一に該当する場合
- (6) 指定管理者として管理運営する施設の維持管理等業務に関し、その履行状況の評価に基づき、事務局長が必要と認めた場合
- (7) 理事長が特に必要と認めた場合

(特命による随意契約の方法)

第 22 条 前条の規定により特定者から見積書を徴する場合には、次に定めるところにより行う。この場合において、当該見積書を特定者から徴する理由を伺書等に記載するものとする。

- (1) 予定価格の決定については、第 20 条第 2 項第 1 号の規定を準用する。
- (2) 見積の参加者の選考については、第 4 条及び第 5 条第 1 項の例による。ただし、予定価格が 100 万円以下の場合には、被指名者委員会を置かずに第 5 条第 2 項の例に

よることができる。

(3) 見積の参加者への通知については、第 20 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の指名見積合せの例による。この場合において、文書により難しいときは、口頭によることができる。

(4) 官報、公報、加除式の法令集等の追録、新聞、定期刊行物、印紙、証紙、郵便切手、官製はがき、公共交通機関の乗車券若しくはプリペイドカード、図書券、商品券又はたばこの購入等を行うときは、見積書の徴取を省略することができる。

第 3 章 契約の締結

第 1 節 通 則

(契約の締結の決定)

第 23 条 契約の締結の決定は、伺書に契約金額その他の必要な事項を記載し、入札書、見積書、契約書案、消費税及び地方消費税に関する申立書等関係書類を添付のうえ契約締結専決権者までの決裁を受ける。

(契約の締結)

第 24 条 契約の締結は、契約書により行う。ただし、契約金額が次の各号に掲げる区分以下のもので確実に履行される見込みのある契約の締結については、請書によることができる。

- (1) 工事又は製造の請負 250 万円
- (2) 物品の購入 100 万円
- (3) 物品の借入れ 80 万円
- (4) 修繕（改造含む。） 100 万円
- (5) 業務委託 50 万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、請書を省略することができる。

- (1) 契約金額が 10 万円未満の役務で履行期間が短く、かつ、確実に履行される見込みのあるとき。
- (2) 役務を提供する者、料金等が法令により定められている役務契約その他の特別の理由があると認められる役務契約を締結するとき。
- (3) 物品の購入等に係る契約金額が 50 万円以下の場合
- (4) 第 22 条第 4 項に掲げる物品の購入等をするとき。

(契約書等)

第 25 条 契約は、契約書その他の書面（以下「契約書等」という。）により行う。ただし、特に指定したものについては、契約書等を作成しないことができる。

2 契約書等には、次の事項を記載する。ただし、契約の内容により必要のない事項は、省略することができる。

- (1) 契約の目的

- (2) 契約金額及びその支払方法
 - (3) 履行の期限又は期日
 - (4) 不履行の場合の責任の範囲
 - (5) その他この要領に定めのない事項で、財団と契約の相手方（以下「契約者」という。）が共に必要と認めるもの
- 3 契約書等の文言の解釈について疑義が生じたときは、その都度財団と契約者との協議により解決するものとする。ただし、解決の方法について特に約定したときは、その方法による。
- 4 契約書等を取り交わしたとき、又は徴したときは、これらの書類を契約締結専決権者まで供覧する。
- （契約保証金）

第 26 条 契約者は、契約の締結に際し、その履行を保証するために契約保証金を納めなければならない。

- 2 契約保証金は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。
- 3 前 2 項の規定による契約保証金の納付は、国債、地方債その他の確実と認める担保の提供をもって代えることができる。
- 4 契約保証金（前項の規定により契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、契約の履行後速やかに契約者に返還する。ただし、履行の進捗状況等により必要があると認めるときは、中途においてその全部又は一部を返還することができる。

（契約保証金の納付の免除）

第 27 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に財団その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 50 万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない

と認めるとき。

- 2 契約保証金の納付を免除するときは、伺書にその理由を記載し、契約締結専決権者の決裁を受ける。この場合において契約書を作成するときは、当該契約書にその旨を明記する。

(契約保証人)

第 28 条 契約者は、契約の締結に際し、財団が必要と認めたときは、契約保証人を立てなければならない。

- 2 契約保証人の資格については、その都度財団が定める。

第 2 節 工事の請負

(工事請負の契約書)

第 29 条 第 25 条第 2 項の規定にかかわらず、工事の請負契約にあつては、契約書に記載する事項は、建設業法第 19 条第 1 項各号に掲げるものとする。

(一括下請負)

第 30 条 請負人が一括下請負をさせるとき、及びその下請負を変更するときは、あらかじめ財団の承認を得なければならない。

(共同請負)

第 31 条 工事の規模等により財団が必要と認めて特に指定した工事については、2 以上の請負人が共同連帯してこれを請け負い、施行すること（以下「共同請負」という。）ができるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、共同請負に関し必要な事項は、その都度財団が定める。

第 3 節 購入、修繕又は改造及び賃貸借

(不動産購入の契約書等)

第 32 条 不動産の購入に関する契約書等には、第 25 条第 2 項各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 移転登記を要するときは、その方法及び経費の負担区分
- (2) 当該不動産に他の権利が設定されているときは、その処理方法
- (3) 引渡し後に当該不動産にかしが発見されたときの処理方法

(動産購入の契約書等)

第 33 条 動産の購入に関する契約書等には、第 25 条第 2 項各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 納入の時期及び場所
- (2) 代金を分割払とするときは、その額及び方法
- (3) 分割履行させるときは、その方法

(動産の修繕又は改造の契約書等)

第 34 条 前条の規定は、動産の修繕又は改造に関する契約書等について準用する。

(賃貸借の契約書等)

第 35 条 賃貸借に関する契約書等には、第 25 条第 2 項各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 賃貸借期間
- (2) 引渡場所
- (3) 賃貸借料金の額及びその支払期日並びに契約解除の条件となる遅滞期間
- (4) 賃貸借の期間中及び返還の際に履行すべき事項
- (5) 転貸の許否

第 4 章 契約の履行

(監督等)

第 36 条 役務の適正な履行を確保するため、必要に応じて監督を行うほか、契約の相手方に対して役務履行計画書その他必要と認める書面の提出を求めるものとする。

2 前項の監督を行う職員は、課長が所属職員のうちから指名する。

(完了届又は実施報告)

第 37 条 役務が完了したときは、契約の相手方から完了届を徴する。ただし、契約の性質又は目的により部長があらかじめ認める場合には、完了届は口頭によることができる。

2 契約の履行状況を的確に把握するため必要があるときは、役務の実施報告書を徴する。この場合において、日ごとに履行される役務について 1 月単位の実施報告書を徴するときその他これに準ずるときは、当該実施報告書のほか、必要に応じ、日ごとの履行状況を確認するため、作業日誌等を併せて徴するものとする。

3 前 2 項の規定により完了届又は実施報告書を受けたときは、その内容を審査のうえ、速やかに課長まで報告する。

(検査員等の指名)

第 38 条 課長は、前条第 3 項に規定する完了届を受けたときは、別に定めがあるものを除き、財団所属職員のうちから検査員を指名し、速やかに履行検査を行わせる。

2 前項に規定する検査員の指名においては、特別の必要がある場合を除き、第 36 条第 2 項の監督を行う職員及び契約の締結に係る事務を担当した職員以外の職員を指名する。

3 課長は、履行検査に立ち会わせるため、各履行検査ごとに財団所属職員のうちから立会人 1 人を指名する。

(履行検査の実施)

第 39 条 履行検査は、立会人及び契約の相手方の立会のうえ、契約書、仕様書、実施報告書その他関係書類に基づき、これを行わなければならない。この場合において、契約の相手方が立ち会わないときは、契約の相手方が不在のまま履行検査を実施することができる。

(遅延の処理)

第 40 条 検査員は、履行検査の結果、契約の相手方の責に帰する事由により契約の履行が遅延したことを確認したときは、速やかに履行期限遅延報告書により課長に報告する。

- 2 課長は、前項の報告を受けたときは、第 41 条に規定する違約金を徴する旨を、遅滞なく当該契約の相手方に通知する。
- 3 課長は、第 1 項の報告を受けたときは、速やかにその旨を事務局長に報告する。
- 4 契約の履行の遅延日数は、履行期限の日の翌日から履行検査に合格した日までの日数から履行検査に要した日数を控除した日数とする。

(履行検査報告)

第 41 条 検査員は、履行検査を終了したときは、速やかに役務履行検査報告書により課長に報告する。

第 5 章 契約の解除

第 1 節 通 則

(契約の解除)

第 42 条 契約者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (2) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又はこの規則に違反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により又は契約者の責めに帰する事由により契約を解除したときは、その契約保証金は、財団に帰属するものとする。ただし、財団が特に必要と認めた場合に限り、契約保証金の帰属について別の約定をすることができる。

(違 約 金)

第 43 条 契約者の責めに帰する事由により契約の履行が遅延したときは、契約者は、その遅延日数 1 日について契約金額の 1,000 分の 2 に相当する金額を違約金として納入しなければならない。ただし、違約金の率について特に約定したときは、その率による。

- 2 契約により期日を定めて分割履行する場合は、前項の違約金は、その分割量に应ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

(不可抗力による延期及び不能)

第 44 条 契約者は、天災その他不可抗力によって履行遅延のおそれが生じ、又は履行不能となった場合には、直ちにその理由を示して履行の延期又は履行の不能を財団に申し出なければならない。

- 2 財団は、前項の規定による申出を受けた場合は、履行の延期、契約の解除等所要の措置をとるものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第 45 条 契約者は、契約に基づく権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ財団の承認を得たときは、この限りでない。

(監督又は検査の委託)

第 46 条 財団の職員以外の者に監督又は検査の委託を行ったときは、その者の行った監督又は検査の結果について確認するものとする。

第 2 節 工事又は製造の請負

(着手の届出)

第 47 条 請負人は、工事に着手したときは、直ちに書面をもってその旨を財団に届け出なければならない。ただし、財団が特に認めた場合は、この限りでない。

(工事工程表及び請負代金内訳書)

第 48 条 請負人は、工事工程表及び請負代金内訳書を作成し、契約締結後 5 日以内に財団に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 財団は、前項の規定により提出された工事工程表及び請負代金内訳書の内容について工事施行に支障を及ぼすような部分を認めたときは、これを訂正させることができる。

3 第 1 項の工事工程表及び請負代金内訳書は、財団が特に認めた場合は、提出しないことができる。

(工事施行上の義務)

第 49 条 請負人は、工事施行に際し、監督員の指揮監督に従わなければならない。

2 請負人は、自ら工事施行に従事し、又は現場代理人及び工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。

3 請負人は、前項の規定により現場代理人等を定めたときは、その旨を財団に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

4 請負人は、工事に要する物件のうち契約書等で特に指定されたもの及び施行場所については、監督員の検査又は指示を受けた後でなければ使用してはならない。

5 工事しゅん功後において検査を行うことが困難であると認めて財団が指定した部分については、請負人は、その部分の施行が完了した都度検査を受けなければならない。

6 財団は、請負人が前 2 項の規定による検査又は指示を受けないで使用又は施行を継続したときは、当該請負人の責任において工事目的物を破壊させ、検査をすることができる。

7 財団は、請負人が工事施行のために使用している従事者等で、工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものについては、当該請負人に対して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(工事の一時中止及び内容の変更)

第 50 条 財団は、必要があると認めるときは、工事の一時中止又は内容の変更をすることができる。この場合において、財団は、相当と認めるところにより契約期間を伸縮することができる。

2 財団は、前項の規定による工事内容の変更に伴い請負代金額を増減したときは、その増減割合に応じて契約保証金を追徴し、又は返還する。ただし、財団が別に定めるとき

は、この限りでない。

3 第1項の規定による工事の一時中止又は内容の変更により契約事項に変更を生じた場合は、請負人は、財団の指定する期間内に請書を提出しなければならない。

4 請負人は、次に掲げる場合においては、契約を解除することができる。

(1) 第1項の規定による工事の一時中止の日数が契約期間の日数の2分の1（当該契約期間の日数の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、工事の一部のみが中止された場合にあつては、その中止された部分を除く他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときに限る。

(2) 第1項の規定による工事内容の変更により請負代金額がその3分の1以下となったとき。

5 前項の規定により請負人が契約を解除したときは、財団は、契約保証金を返還し、なお請負人に当該契約の解除による損害が存するときは、その損害を賠償するものとする。

（しゅん功検査）

第51条 請負人は、工事を完成したときは、直ちに書面をもってその旨を財団に届け出なければならない。

2 財団は、前項の規定による届出を受けたときは、その日から起算して14日以内（特別の事由により請負人との間に別に定めがあるときは、21日以内）にしゅん功検査を行うものとする。

3 請負人は、財団が特に認めた場合を除き、前項のしゅん功検査に立ち会わなければならない。

4 財団は、しゅん功検査の際必要があると認めたときは、工事目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、破壊及び回復に要する費用は、請負人の負担とし、そのために履行期限を超えたときは、請負人の責めに帰する事由により遅延したものとみなす。

（かし発見の措置）

第52条 しゅん功検査に際し、工事目的物にかしが発見されたときは、請負人の責任においてこれを補修しなければならない。ただし、やむを得ない場合であつて財団が特に認めたときは、請負代金額を相当額減じてそのまま受け取ることができる。

2 前項本文の場合には、更に補修日数について取り決めるものとする。ただし、当該取決めは、履行期限を経過した場合における第41条の規定の適用を妨げるものではない。

（工事目的物の引渡し）

第53条 請負人は、工事目的物がしゅん功検査に合格したときは、速やかに当該工事目的物を引き渡さなければならない。

（跡請保証及び手直工事の誓約）

第54条 財団は、工事目的物の引渡しの際必要があると認めたときは、請負人に一定の期限を付して跡請保証及び手直工事の誓約をさせることができる。

- 2 前項の誓約をした場合において、財団が必要と認めるときは、請負人は、跡請保証金を納めなければならない。
- 3 跡請保証金は、財団が適当と認める額とし、請負代金の受領と同時に別に定める納付書により納付しなければならない。この場合において、請負人は、契約保証金を跡請保証金に充当することができる。
- 4 請負人は、第1項の誓約をしたときは、同項に定める期限内に当該誓約から生ずる義務を履行しなければならない。
- 5 請負保証金は、請負人が前項の義務を履行した後速やかに返還する。
- 6 跡請人が第4項の義務を履行しないときは、跡請保証金は、財団に帰属するものとする。

(工事目的物の部分使用)

第55条 財団は、第53条の規定による引渡し前であっても、特に必要があると認めるときは、請負人の同意を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

(請負代金の支払)

第56条 請負代金は、工事目的物の引渡しを受けた後に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、財団は、請負代金額が50万円以上の工事にあつては、請負人の請求により部分検査を行い、請負代金額のうち部分検査に合格した既成部分に係る額(以下「既成部分額」という。)が30万円を超えるごとに既成部分額の10分の9以内の額を部分払として支払うことができる。
- 3 財団は、工事仮設物並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては契約書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)については、これを部分検査に合格した既成部分とみなすことができる。
- 4 第2項の部分検査は、しゅん功検査の実施を妨げるものではない。

(既成部分等の帰属)

第57条 財団は、財団及び請負人双方の責めに帰することができない事由によって工事の請負契約の履行が不能となったとき、及び第42条第1項又は第50条第4項の規定により工事の請負契約が解除されたときは、打切検査を行う。この場合において、当該打切検査に合格した既成部分並びに部分払の対象となった工事材料及び工場製品は、財団の所有とする。

- 2 財団は、前項の規定により財団の所有となった既成部分等の引渡しを受けたときは、請負人に対してその対価を支払うものとする。

(製造の請負の履行)

第58条 第48条及び第50条から前条までの規定は、製造の請負の場合について準用する。この場合において、第51条第2項中「14日以内」となるのは、「10日以内」と読み替えるものとする。

第3節 購入、修繕又は改造及び賃貸借

(購入又は賃貸借に係る動産の引渡し等)

第59条 契約者が購入又は賃貸借に係る動産を引き渡すときは、あらかじめ指定場所に搬入し、財団にその旨を通知するものとする。

2 財団は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に当該購入又は賃貸借に係る動産の検査を行うものとする。

3 第45条第3項及び第4項、第46条並びに第47条の規定は、購入又は賃貸借に係る動産の検査、引渡し等について準用する。

(動産の購入代金の支払)

第60条 動産の購入代金は、契約の履行後に支払う。ただし、分割して引き渡すことができるものは、引渡し分に応じて分割払をすることができる。

(動産の修繕又は改造の履行)

第61条 前2条の規定は、動産の修繕又は改造の場合について準用する。

(動産の売払い)

第62条 動産を売り払う場合には、代金の受納後にその動産を引き渡すものとする。ただし、財団は、価格が100万円を超えるものについては、その10分の8以下の額を月賦払又は年賦払とすることを認めることができる。

2 買受人は、契約締結後5日以内に代金を支払い、その動産を引き取らなければならない。

3 財団は、前2項の規定にかかわらず、取引上の慣行その他売払代金の受納前に動産の引渡しを行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、確実な担保を提供させ、又は利息を付して、売払代金の受納前に動産を引き渡すことができる。

4 財団は、前項の場合において、特に担保を提供させることが必要でないとき、又は利息を付することが適当でないとき、同項の規定にかかわらず、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができる。

第6章 補 則

(実施細目)

第63条 この要綱の実施について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 21 条第 3 号は、6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。